

高校生等の通学費を 補助します。



<<高校生等通学費補助とは >>

就学期の子どもをかかえる世帯の経済的負担の軽減を図るため、公共交通機関の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費（特急料金除く）の一部を補助する制度です。

| | |
|----------|---|
| 補助対象者 | 次の全てを満たす保護者を対象とします。 ①津南町に住所を有すること。 ②公共交通機関の通学定期券を利用して高等学校等へ通学している生徒がいること。 |
| 対象定期券 | 令和7年4月から令和8年3月間までの通学定期券 |
| 補助金の額 | 1ヶ月あたりの通学定期代のうち、10,000円を超えた金額。 ※自己負担額が月10,000円以下となっている場合は補助対象となりません。 |
| 申請に必要な書類 | ①高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書 ホームページからダウンロードするか教育委員会窓口に用意してあります。 ②通学定期券の写し（補助金の対象は、提出いただいた分となります。） ③在学証明書または学生証等の写し |
| 申請期間 | 令和8年2月2日（月）から3月2日（月）まで ※1・2学年は3月利用の定期券も対象となりますのでご提出ください。 |
| 注意事項 | <u>補助金の申請には通学定期券の写しが必要です。</u> 通学定期券の写しを紛失した場合は、下記にご相談ください。 ※アプリケーションにて通学定期券を購入した場合については、通学定期券に記載されている情報（利用区間・利用期間・氏名・購入金額）の画面をスクリーンショット等で撮影したものを写しとして印刷してご提出ください。 |

【お申込み先・お問い合わせ】

津南町教育委員会 子育て教育班

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
TEL 025-765-3118